

平成28年 第2回

三種町選挙管理委員会議案

平成28年5月19日提出

日 時	平成28年5月19日(木)
	午前9時
場 所	三種町役場第3会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 議案第 3号 投票所を定めることについて（参院選）
 - 議案第 4号 投票所の閉鎖時刻を定めることについて（参院選）
 - 議案第 5号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（参院選）
 - 議案第 6号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（参院選）
 - 議案第 7号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（参院選）
 - 議案第 8号 開票の日時及び場所を定めることについて（参院選）
 - 議案第 9号 開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて（参院選）
 - 議案第10号 在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について（参院選）
- 4 その他

議案第3号

投票所を定めることについて（参院選）

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

平成28年5月19日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近藤 範夫

投票区	投票所	所在地
鯉川	旧鯉川小学校	三種町鯉川字片平34番地
鹿渡南	琴丘保育園	三種町鹿渡字東小瀬川43番地1
鹿渡北	琴丘地域拠点センター	三種町鹿渡字東二本柳29番地3
新屋敷	新屋敷集会所	三種町鹿渡字寺後170番地
落合	旧上岩川小学校	三種町上岩川字柏木岱40番地
勝平	勝平地区集会所	三種町上岩川字勝平63番地3
大町	山本公民館	三種町森岳字町尻27番地1
林崎	林崎自治会館	三種町森岳字東囲151番地
木戸沢	山本ふるさと文化館	三種町森岳字東堤沢72番地44
長面	すいらんの館	三種町下岩川字長面谷地39番地2
達子	達子集落生活改善センター	三種町下岩川字達子170番地1
金光寺	金陵の館	三種町豊岡金田字金光寺4番地1
豊岡	豊岡公民館	三種町豊岡金田字豊岡91番地1
北金岡	中嶋ふれあいセンター	三種町外岡字中嶋4番地1
川尻	川尻自治会館	三種町川尻字東大堤下74番地
鵜川	鵜川地区館	三種町鵜川字西鵜川85番地
大曲	大曲コミュニティセンター	三種町鵜川字大曲117番地
浜田	浜口地区館	三種町浜田字福沢57番地
大口	大口公民館	三種町大口字大口45番地
釜谷	釜谷公民館	三種町大口字釜谷18番地
芦崎	せいぶ館	三種町芦崎字芦崎485番地

議案第4号

投票所の閉鎖時刻を定めることについて（参院選）

公職選挙法第40条第1項の規定により、平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における各投票所の閉鎖時刻を次のとおり定める。

平成28年5月19日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近藤 範夫

投票区	投票所	閉鎖時刻
落合	旧上岩川小学校	午後6時とし、閉鎖時刻を2時間繰り上げる。
勝平	勝平地区集会所	

投票区	投票所	閉鎖時刻
鯉川	旧鯉川小学校	午後7時までとし、閉鎖時刻を1時間繰り上げる。
鹿渡南	琴丘保育園	
鹿渡北	琴丘地域拠点センター	
新屋敷	新屋敷集会所	
大町	山本公民館	
林崎	林崎自治会館	
木戸沢	山本ふるさと文化館	
長面	すいらんの館	
達子	達子集落生活改善センター	
金光寺	金陵の館	
豊岡	豊岡公民館	
北金岡	中嶋ふれあいセンター	
川尻	川尻自治会館	
鶉川	鶉川地区館	
大曲	大曲コミュニティセンター	
浜田	浜口地区館	
大口	大口公民館	
釜谷	釜谷公民館	
芦崎	せいぶ館	

議案第5号

投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（参院選）

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における公職選挙法第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

平成28年5月19日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近藤 範夫

日 時 平成28年6月22日（水） 午後5時30分から
場 所 三種町鶴川字岩谷子8番地 三種町選挙管理委員会事務室

議案第6号

期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（参院選）

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

平成28年5月19日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近藤 範夫

1 期日前投票を行う場所及び設置期間

- (1) 三種町鹿渡字東二本柳29番地3 琴丘地域拠点センター
期間 平成28年7月2日から平成28年7月9日まで
- (2) 三種町豊岡金田字森沢1番地2 山本総合支所
期間 平成28年7月2日から平成28年7月9日まで
- (3) 三種町鶉川字西本田2番地 八竜農村環境改善センター
期間 平成28年6月23日から平成28年7月9日まで

投票時間 いずれも午前8時30分から午後8時まで

2 不在者投票を行う場所及び設置する期間

三種町鶉川字岩谷子8番地 三種町選挙管理委員会事務室
平成28年6月23日から平成28年7月9日まで
午前8時30分から午後8時まで

議案第7号

不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（参院選）

公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により、平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

平成28年5月19日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近藤 範夫

郵便により発送できる日 平成28年6月20日（月）

議案第 8 号

開票の日時及び場所を定めることについて（参院選）

平成 28 年 7 月 10 日執行予定の参議院議員通常選挙における三種町開票区
の開票の日時及び場所を次のとおり定める。

平成 28 年 5 月 19 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近 藤 範 夫

日 時 平成 28 年 7 月 10 日（日） 午後 8 時開始
場 所 三種町鶴川字西本田 2 番地 三種町八竜体育館

議案第9号

開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて
(参院選)

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定によるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

平成28年5月19日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近藤 範夫

日 時 平成28年7月7日(木) 午後5時30分
場 所 三種町鶴川字岩谷子8番地 三種町選挙管理委員会事務室

議案第10号

在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について（参院選）

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票できる期日前投票所を公職選挙法第49条の2第2項により読み替えて準用される同法第48条の2第1項の規定により次のとおり指定する。

平成28年5月19日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近藤 範夫

期日前投票所 三種町鶉川字岩谷子8番地 三種町選挙管理委員会事務室

公職選挙法改正の動向

1 公職選挙法等の一部を改正する法律

(公布：平成27年6月19日、施行：平成28年6月19日)

【主な改正内容】 選挙権年齢等の18歳への引下げ

2 公職選挙法の一部を改正する法律

(公布：平成27年8月5日、施行：平成27年11月5日)

【主な改正内容】

参議院選挙における一票の格差是正のための選挙区制度の改革（4県2合区を含む10増10減）。

(1) 定数の削減

長野県（2人区→1人区）

宮城県（2人区→1人区）

新潟県（2人区→1人区）

(2) 合区（ごうく）

鳥取県及び島根県

徳島県及び高知県

(3) 定数の増加

兵庫県（2人区→3人区）

北海道（2人区→3人区）

東京都（5人区→6人区）

福岡県（2人区→3人区）

愛知県（3人区→4人区）

これによって、一票の格差は、4.75倍⇒2.97倍に縮小

3 公職選挙法の一部を改正する法律

(公布：平成28年2月3日、施行：平成28年6月19日)

【主な改正内容】

国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず、住所の移動と選挙人名簿の登録基準日との関係で選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が、投票をすることができるようにする。

改正がなければ、例えば以下のような場合に問題となる（現行は投票できない）。

- ・ 旧住所地における住民票の登録期間が3箇月以上である17歳の者が転出をし、**新住所地において18歳となったが**、新住所地における住民票の登録期間が3箇月未満である場合
- ・ 旧住所地における住民票の登録期間が3箇月以上である18歳以上の者が**選挙人名簿に登録される前に転出**をし、新住所地における住民票の登録期間が3箇月未満である場合

選挙人名簿の登録制度を改正して、旧住所地における住民票の登録期間が3箇月以上であり、**そのまま住み続けていれば旧住所地において選挙人名簿へ登録されたであろう者で選挙人名簿に未登録のもの**について、転出直後の定時登録・選挙時登録の際に、旧住所地において選挙人名簿への登録を行うこととする。

4 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（公布：平成28年4月11日、施行：公布日。下記改正内容は、平成28年6月19日施行）

【主な改正内容】 有権者の投票環境の向上

(1) 共通投票所制度の創設

選挙の当日、既存の投票区の投票所とは別に、市町村の区域内のいずれかの投票区に属する選挙人も投票できる共通投票所を設置することができることとする。

(2) 期日前投票の投票時間の弾力的な設定

開始時刻の2時間以内の繰上げ及び終了時刻の2時間以内の繰り下げを可能とする等の改正。

(3) 投票所に入ることができる子どもの範囲の拡大

投票所に入ることができる子どもの範囲を、現行の幼児から児童、生徒その他の18歳未満の者に拡大する。

【今後の日程】

参議院議員通常選挙が、

公示日：6月22日（水）、投・開票日：7月10日（日）となった場合

6月 2日（木） 第3回選挙管理委員会（定時登録）
午前9時 第3会議室

6月15日（水） 参議院議員通常選挙 投票所入場券発送

6月21日（火） 第4回選挙管理委員会（選挙時登録）
午前9時 第2会議室

6月22日（水） 参議院議員通常選挙 公示日

6月23日（木）～7月9日（土） 期日前投票・不在者投票

7月 9日（土） 第5回選挙管理委員会（登録抹消）
午前10時 第3会議室

7月10日（日） 参議院議員通常選挙 投・開票日
投票 午前7時～午後7時（落合・勝平～午後6時）
開票 午後8時開始 三種町八竜体育館

【第24回参議院議員通常選挙】

選挙区選出 73議席（秋田選挙区 1議席）

比例代表選出 48議席

計 121議席

*平成22年7月11日執行第22回通常選挙による当選者の任期満了による。